

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三種町長 田 川 政 幸

市町村名 (市町村コード)	三種町 (05348)
地域名 (地域内農業集落名)	赤川ほ場整備地区 (長面、宮の目・中野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題(複数選択可)

高齢化により担い手や後継者が不足している。
農地の形状、面積が不揃いな箇所が多くあり、耕作条件が良くない。
農業者の耕作地が分散しており、非効率的な農業生産状況である。
水利の環境が悪く、営農に苦労している。

(2) 地域における農業の将来の在り方(複数選択可)

ほ場整備により、地区内の法人へすべての農地を集積する計画である。
整備された農地で、高収益作物としてサツマイモの栽培を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

協議が行われる地区の範囲内は、農業上の利用をする農用地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
法人等への農地の貸付けは農地中間管理事業を活用する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農地を集積する予定である。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備事業の促進計画を策定済みであり、令和9年度に事業が採択となった場合、令和10年度以降から面工事を実施する予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
促進計画により、法人による営農を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)(複数選択可)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③担い手の減少及び高齢化に備え、地域内の省力化を推進するため、必要に応じて国、県、町の事業活用を検討し、スマート農業の促進を図っていく。
- ⑦農地の維持や保全を図るため、多面的支払機能支払制度や中山間地域等直払制度を活用して管理を行っていく。
- ⑧共同施設(農道、用排水路等)の保全管理は、計画的に地域全体で行う。